東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱

制定　令和８年２月１９日付７保医医政第２０３２号

第１　目的

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対し支援することで、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

第２　実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第３　事業内容

実施する事業は、次に掲げるものとする。

１　診療所等賃上げ支援事業

医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、以下の医療機関等に対して賃上げに必要な経費を支給する。ただし、都が開設している医療機関等を除く。

（１）有床診療所、無床診療所及び歯科診療所（健康保険法第 63 条（大正 11 年法律第 70 号）第３項第１号に定める保険医療機関に限る。以下同じ。）

（２）有床助産所及び無床助産所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第２条第１項に定める助産所に限る。以下同じ。）

（３）施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所又は償還払による保険診療を行っている施術所に限る。以下同じ。）

（４）歯科技工所（歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 21 条第１項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所に限る。以下同じ。）

（５）訪問看護ステーション（健康保険法第 89 条第１項の指定を受けた者をいう。）

２　診療所等物価支援事業

医療機関等が令和６年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、以下の医療機関等に対して診療等に必要な経費を支給する。

（１）有床診療所、無床診療所及び歯科診療所

（２）有床助産所及び無床助産所

（３）施術所

（４）歯科技工所

第４　その他

本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。